

2022年7月税務ニュース

1. 納税者からの異議申立て及び告発への対応（税務総局から発行された 2022年6月22日付のオフィシャルレター第 2197/TCT-KTNB 号）

税務総局は各省・県・市の税務当局に対して、納税者の異議申立て、告発の処理に関して以下の通り指導した。

- 責任者は異議申立て及び告発に対して状況を把握し、現行法に従い処理しなければならない。また、行政管理業務・現行法の改善、法令違反を犯した公務員の処罰を実施するため、異議申立て及び告発の原因を特定しなければならない。
- 異議申立て、告発への対応は決定書を通じて実施しなければならない。本決定書は法律に従った内容で規定のフォーマットを使用して作成されなければならない。
- 1 回目の異議申立ての結果が却下又は一部承認の場合、決定書には税務当局と申立者間の対話結果が含まれていなければならない。加えて、一部承認の場合は決定済みの判断を覆すような決定書が発行されるといった状況を防ぐため、決定書には申立者が納付する具体的な金額を明記しなければならない。
- 2 回目の異議申立てを受ける場合、担当者は申立者及び相手方、利害関係者と対話しなければならない。

2. 源泉徴収票の電子化に関する通知（税務総局から発行された 2022年7月12日付のオフィシャルレター第 2455/TCT-DNNCN 号）

2022年7月1日以降、税務当局から発行された書面による源泉徴収票、或いは通達第 37/2010/TT-BTC 号に基づき個人が印刷した源泉徴収票の使用を停止し、政令第 123/2020/ND-CP 号及び通達第 78/2021/TT-BTC 号に基づき源泉徴収票電子版を使用する。源泉徴収票電子版へ移行する為、複数の地方税務当局は 2022年7月1日から書面による源泉徴収票ではなく、源泉徴収票電子版を使用するように指示したが、税務総局は以下の通り通知した。

- 政令第 123/2020/ND-CP 号第 33 条の規定に基づき、源泉徴収票電子版を使用する場合、電子データを別途税務当局に申請、通知、発行、転送する手続きは必要はない。なお、納税者は政令第 123/2020/ND-CP 号第 32 条 1 項に規定されている必要事項を遵守し、電子証憑書類を使用する為のシステムを準備する。
- 2022年7月1日以降、税務当局は源泉徴収票用紙の販売を中止する。税務当局から購入した源泉徴収票の用紙が残っている場合は引き続き使用することが可能である。

3. 労働災害・職業病保険料の免除分を従業員のコロナ対策に使用した場合の個人所得税の取り扱い（ハノイ市税務当局から発行された 2022 年 5 月 16 日付のオフィシャルレター第 22148/CTHN-TTHT 号）

企業は、首相決定第 23/2021/QĐ-TTg 号に従い、2021 年 7 月 1 日～2022 年 6 月 30 日の期間に免除された労働災害・職業病保険料相当を労働者のコロナ対策に利用した場合、当該支出は個人所得税の課税対象外となる。

4. 固定資産の処分（バクニン省税務当局から発行された 2022 年 5 月 12 日付のオフィシャルレター第 1506/CTBNI-TTHT 号）

Dae Sun Vina Cons Co., Ltd は、中古の機械設備を輸入し、当該機械設備を使用可能な状態にするために、修理及び設置費用が発生した：

- これらの費用（修理・設置費）は、当該機械設備の原価への算入も選択可能。
- 使用可能な状態にある機械設備は、現行会計基準に従い、修理・設置費用を原価に追加計上した日付から、減価償却を実施しなければならない。
- 機械設備が不要になった場合、子会社（関連会社）に売却することができる。処分時点における機械設備の価値は機械設備の残存価値（取得原価から減価償却累計額を差し引いた金額）に基づかなければならない。

5. 輸出加工企業（EPE）からベトナム国内に原材料を販売する場合の電子 VAT インボイスの発行（バクニン省から発行された 2022 年 5 月 20 日付のオフィシャルレター第 1573/CTBNI-TTHT 号）

本件に関して、バクニン省税務当局は以下の通り Vietnam Dragonjet Co., Ltd（以下対象会社）に通知した。

- 輸出加工企業である対象会社は、政府から発行された 2020 年 1 月 19 日付政令第 123/2020/ND-CP 号及び財務省から発行された 2020 年 4 月 1 日付通達第 78/2020/TT-BTC 号の規定に従い税務当局が発行する認証コードを付与される電子インボイスを使用する場合、政令第 123/2020/ND-CP 号第 13 条 2 項に規定されている電子インボイスを個別に交付するケースには該当しないため、対象会社はベトナム国内に原材料を販売する都度電子インボイスの交付を税務当局に要請することはできない。次項の内容に従って、自社内で発行手続きをする必要がある。
- ベトナム国内に原材料を販売する際に、電子インボイス（「非関税区域に所在する組織、個人向け」と明記する）を発行する場合、電子インボイスは、政令第 123/2020/ND-CP 号第 10 条及び 12 条、15 条に規定されている必要情報、様式、内容に従い作成されなければならない。電子インボイス発行後、税務当局から認証コードを付与されるため、インボイス発行の為の電子署名後に税務当局に電子インボイスデータを送付する（電子インボイスのサプライヤー経由）。税務当局のインボイス認証コード交付システムは自動的に認証コードを付与し、

対象会社に通知する。対象会社は税務当局から認証コードが付与された電子インボイスを受領後、税関手続き及び税務申告、各種法令に従い費用認識するため、直ちに電子インボイスを顧客に送付しなければならないものとする。